

自動車税環境性能割

県税

軽自動車税環境性能割

市町村税

納める人

自動車（特殊自動車、二輪車を除く。）を取得された方です。ただし、割賦販売契約により購入した場合で、所有権がまだ売主にあるときは、買主である使用者の方が納めます。

納める時期・方法

自動車の登録（届出）をするときに、申告書の提出と併せて納めます。軽自動車税環境性能割は当分の間、市町村に代わって県が賦課徴収します。

納める額の計算方法

主な自家用乗用車（登録車・軽自動車）の税額は、通常の取得価額に次の税率をかけた額です。

区 分			税 率	
			登録車	軽自動車
電気自動車・燃料電池自動車・プラグインハイブリッド自動車・一定の天然ガス自動車			非課税	非課税
ハイブリッド自動車・ガソリン車・LPG車・ディーゼル車	平成30年排出ガス基準50%低減達成車	令和12年度燃費基準85%達成車		
	または平成17年排出ガス基準75%低減達成車※1	令和12年度燃費基準75%達成車（80%達成車※2）		
		令和12年度燃費基準60%達成車（70%達成車※2）		
上記以外または令和2年度燃費基準未達成車			3%	2%

※1 ディーゼル車は平成30年排出ガス基準適合車または平成21年排出ガス基準適合車

※2 令和6年1月1日から令和7年3月31日までの間に取得した場合は、（ ）内の基準を満たす車に限ります。

※3 令和4年4月1日から令和5年12月31日までの間に取得したクリーンディーゼル車については、非課税となります。

◎取得価額には、付加物であるオプション（カーナビ・オーディオなど）の価額も含まれます。

◎取得価額が50万円以下の場合には課税されません。

◎令和2年度燃費基準は平成32年度燃費基準と同じです。

軽自動車税種別割

市町村税

納める人

4月1日現在で軽自動車などをお持ちの方です。ただし、割賦販売契約により購入した場合で、所有権がまだ売主にあるときは、買主である使用者の方が納めます。

納める時期・方法

各市町村の条例で定める期限までに、市（区）町村から送付される納税通知書により納めます。

納める額

主な軽自動車などの年税額は次のとおりです（P3もご参照ください。）。

	区分	最初の新規検査時期	年税額		総排気量	年税額
四輪以上の軽自動車	乗用（自家用）	平成27年3月31日まで	7,200円	原動機付自転車（二輪）	50cc以下	2,000円
		平成27年4月1日以後	10,800円		50cc超 90cc以下	2,000円
	貨物用（自家用）	平成27年3月31日まで	4,000円		90cc超 125cc以下	2,400円
		平成27年4月1日以後	5,000円	自動二輪	125cc超 250cc以下	3,600円
					250cc超	6,000円

ドライバーの便利ダイヤル

自動車の登録・名義変更・廃車などについてのお問い合わせ

自動車税種別割の納税通知書は、4月1日現在の登録にもとづいて送付されます。引っ越し、買い換え、譲渡、廃車をしたときは、お車の登録をお早めに！

千葉ナンバー 成田ナンバー	千葉運輸支局	050-5540-2022
野田ナンバー 柏ナンバー 松戸ナンバー	野田自動車検査登録事務所	050-5540-2023
習志野ナンバー 市川ナンバー 船橋ナンバー	習志野自動車検査登録事務所	050-5540-2024
袖ヶ浦ナンバー 市原ナンバー	袖ヶ浦自動車検査登録事務所	050-5540-2025

◎平日の8:30～17:15まで対応します。（自動音声によるご案内は24時間対応します。）
◎軽自動車については、軽自動車検査協会にお問い合わせください。

自動車税種別割および自動車税（軽自動車税）環境性能割についてのお問い合わせ

千葉県自動車税事務所
〒260-8523
千葉市中央区問屋町1-11
043-243-2721

千葉県の県税ホームページ

千葉県 自動車税 検索

国土交通省ホームページ（自動車検査登録総合ポータルサイト）

自動車検査登録 検索

軽自動車税種別割についてのお問い合わせ

主たる定置場所在の市町村へ

自動車リサイクルシステムについてのお問い合わせ

公益財団法人自動車リサイクル促進センター
自動車リサイクルシステム コンタクトセンター

自動車所有者は、自動車リサイクル法に基づき、リサイクル料金を負担することになっています。

自動車 リサイクル 検索 050-3786-7755

令和5年度版

マイカーと税金

令和5年度の自動車税種別割の納期限は5/31水です忘れずに納めましょう！

正しく知って、正しく納めよう！

このリーフレットは、自動車にかかる税金と、自動車を購入したり、他人に譲渡したときの登録手続などについて、簡単に説明したものです。なお、このリーフレットの内容は、令和5年4月1日現在の法令に基づいて記載しています。

電子納付なら24時間いつでもどこでも納付ができます！



自動車税種別割

県税

納める人

自動車（軽自動車などを除く。）をお持ちの方です。ただし、割賦販売契約により購入した場合で、所有権がまだ売主にあるときは、買主である使用者の方が納めます。

納める時期・方法

4月1日現在で自動車をお持ちの方は、5月に送付される納税通知書により5月31日までにP4記載の方法により納めます。

納める額

主な自家用自動車の年税額は次のとおりです（P3もご参照ください。）。

乗用車			トラック（最大乗車定員4人未満）	
年税額			最大積載量	年税額
区 分	令和元年9月30日以前に初回新規登録を受けたもの	令和元年10月1日以降に初回新規登録を受けたもの	1t 以下	8,000円
			1t 超 2t 以下	11,500円
電気自動車・燃料電池自動車	1t 以下	29,500円	2t 超 3t 以下	16,000円
	1t 超 1.5t 以下	29,500円	3t 超 4t 以下	20,500円
	1.5t 超 2t 以下	34,500円	4t 超 5t 以下	25,500円
	2t 超 2.5t 以下	39,500円		
	2.5t 超 3t 以下	45,000円		
	3t 超 3.5t 以下	51,000円		
総排気量	3.5t 超 4t 以下	58,000円		
	4t 超 4.5t 以下	66,500円		
	4.5t 超 6t 以下	76,500円		
	6t 超	88,000円		
		111,000円		

トラック（最大乗車定員4人以上）		
最大積載量	総排気量	年税額
1t 以下	1t 以下	13,200円
	1t 超 1.5t 以下	14,300円
	1.5t 超	16,000円
1t 超 2t 以下	1t 以下	16,700円
	1t 超 1.5t 以下	17,800円
	1.5t 超	19,500円

ここもチェック！

自動車の売買などにより所有権を移転し、所有者変更の登録をしたときでも、4月1日現在の所有者がその年度1年分の自動車税種別割を納める義務があります（県内外の移転を問いません。）。翌年度分から新しい所有者に課税されます。

こんなときは、税額が月割になります

新車または中古車を新規登録したときは、下の計算式の額を登録のときに納めます。

年税額 × $\frac{\text{新規登録した月の翌月から3月までの月数}}{12}$

4月1日以降に廃車したときは、既に納めた税額から、下の計算式の額をお返します。

年税額 — 年税額 × $\frac{\text{4月から廃車した月までの月数}}{12}$

自動車重量税

国税

自動車を新規に購入・登録するとき、車検を受けるときなどに納めます。主な自家用乗用自動車の税率は次のとおりです（P3もご参照ください。）。

- 車検期間が3年……………車両重量0.5tごとに 12,300円
- 車検期間が2年……………車両重量0.5tごとに 8,200円
- 車検期間が1年……………車両重量0.5tごとに 4,100円

